

協 定 書 (案)

鹿児島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、発注者が管理する市営住宅及び敷地等（以下「市営住宅敷地等」という。）に広告を掲出することに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、発注者の施設である市営住宅敷地等において、受注者が屋外広告物を設置することの取扱いについて、定めることを目的とする。

（事業の実施及び協議）

第2条 受注者は、屋外広告物の仕様及び設置場所等について、別紙仕様書に従い履行するとともに、あらかじめ発注者と協議するものとする。

（使用の許可及び使用料等）

第3条 受注者は、前条に基づき屋外広告物を設置するときは、地方自治法第238条の4第7項に基づき、市長から行政財産の目的外使用許可をその設置期間について受けなければならない。

2 受注者は、前項に定める許可を受けるにあたり、鹿児島市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料を発注者の定める期日までに発注者の発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 受注者は、広告料として 円（消費税及び地方消費税を含む。）を、発注者の発行する納入通知書により、その指定する場所において、その納入期限までに納付しなければならない。（行政財産の目的外使用料及び広告料を以下、「使用料等」という。）

（広告内容の審査）

第4条 受注者は、屋外広告物の広告内容について、事前に発注者の審査を受けその承認を得たものでなければ掲出できない。

2 受注者は、前項に定める審査を受けるため、掲出する屋外広告物のデザイン等の必要な資料を発注者の指定する日までに提出するものとする。

（広告内容の修正）

第5条 発注者は、広告の内容が市営住宅敷地等で掲出する屋外広告物としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して広告の内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、受注者が負担する。

（広告内容の変更）

第6条 受注者は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に発注者と協議し、その審査及び承認を得るものとする。

（広告内容についての責任）

第7条 受注者は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1) 広告内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。

(3) 発注者に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

(屋外広告物の一時撤去又は掲出広告の一時削除)

第8条 発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者に屋外広告物の一時撤去又は掲出広告の一時削除を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 発注者の指定する期日までに使用料等の納付がないとき。

(2) 第5条第1項による広告内容の修正を受注者が行わないとき。

(3) その他、広告の掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者は広告掲出を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開に関する費用は受注者が負担する。

4 第1項の指示があったにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に受注者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、発注者は受注者の承諾を得ることなく屋外広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができる。

5 前項において、要した費用は受注者が負担するとともに、発注者は一時撤去又は一時削除によって生じた受注者の損害の賠償を行わない。

6 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、使用料等が納付済の場合は、発注者は当該期間中の納付済使用料等を違約金とみなし、受注者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受注者に催告したうえ、本協定を解除できる。

(1) 第3条の使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。

(2) 法令又は本協定に違反したとき。

(3) 本協定の内容の履行に関し、受注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 受注者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(5) 受注者が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(6) 第10条の規定によらないで、受注者が本協定の解除を申し出たときで、発注者が協定の解除が相当であると認めるとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、受注者との協議により本協定を解除することができる。

3 本条の規定により本協定が解除された場合において、受注者の責に帰すべき事由がある場合は、発注者は納付済使用料等を違約金とし、受注者に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(受注者の解除権)

第10条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により発注者に催告したうえ、本協定を解除できる。

(1) 発注者が本協定に違反したとき。

(2) 本協定の履行に関し、発注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第11条 受注者は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく屋外広告物の撤去を行わなければならない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、第4条第1項により広告の掲出が認められなかった場合、第5条第1項により修正を行った場合、第8条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合又は第10条第1項による解除がされた場合は、発注者に対し損害の賠償を請求しないものとする。

2 発注者は、本協定の履行に関して、発注者の責に帰すべき事由により受注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 受注者は、本協定の履行に関して、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(原状回復)

第13条 受注者は、第9条第1項により協定を解除された場合または設置期間が終了した場合においては、自己の負担で直ちに本件物件を原状に回復して、発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、設置期間満了前に、設置期間満了後も引き続き同じ物件に設置できることが明らかになったときは、本件物件を原状に回復することを要しないものとする。

(第三者の損害・紛争)

第14条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が発注者の責に帰すべき事由により生じたときは、発注者が自らの責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が受注者の責に帰すべき事由により生じたときは、受注者が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、発注者と受注者が協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第15条 受注者は本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(疑義の解釈等)

第16条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(連帯保証人)

第17条 連帯保証人は、発注者に対し、受注者が本協定上負担する一切の責務を極度額の範囲内で連帯して補償する。

(連帯保証人に対する履行の請求の効力)

第18条 発注者が連帯保証人に対する履行を請求したときは、主たる債務者に対しても、その効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第19条 本協定に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。

(有効期間)

第20条 本協定に基づく屋外広告物の設置期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

発注者、受注者及び連帯保証人とは、本協定を証するため、本協定書3通を作成し、各々記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
代表者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

受注者

連帯保証人